



2026年4月10日

各 位

会 社 名 新 電 元 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 田 中 信 吉
(コード番号 6844 東証プライム)
問 合 せ 先 執 行 役 員 社 長 室 長 松 原 功
(TEL 048-483-5311)

執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年4月10日開催の取締役会において、下記のとおり執行役員（取締役兼務の執行役員を除く。以下、「対象執行役員」という。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的

本制度の導入は、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を対象執行役員にも広げることで、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としています。

2. 本制度の概要

対象執行役員は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。割当決議の際に、自己株式の利用及び新株式の発行いずれも行えるように手当しております。

本制度に基づき対象執行役員に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）といたします。各対象執行役員への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年40,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象執行役員に特に有利な金額としない範囲において、取締役会が決定します。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象執行役員との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象執行役員が証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上